平成２２年（フ）第１０４号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾490番地
債務者　原田　義博
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
福岡県三潴郡大木町大字横溝755番地１
債務者　岡崎　由美（旧姓島・古賀）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　正寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
福島県郡山市菜根１丁目20番16号　定功ビル201号、住民票上の住所福島県郡山市池ノ台14番23号　フレシア池ノ台1503号
債務者　安藤　孝宗
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
宮崎県都城市都北町6019番地１レインボー都北ハイツＥ棟101号、前住所宮崎県小林市真方755番地９
債務者　児玉　洋文
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３５５６号
大阪府豊中市東寺内町12番６―207号
債務者　インテリア水月こと　水吉　義之
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西園寺　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７０号
大阪市住吉区遠里小野２丁目１番27号　クレインズコート803号
債務者　小川　一二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山津　源和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７９号
大阪府門真市千石東町４番32―309号
債務者　田中　鉄也
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　巴山　勝旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１５号
大阪府東大阪市柏田東町６番４号
債務者　澤田　正造
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６５１号
大阪府守口市東町２丁目13番18号
債務者　伯徳商事こと　濵田　健三
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４５号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来326番地の152丹田台２号棟２階46号室
債務者　松本　一男
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３７１号
埼玉県草加市瀬崎７丁目11番４号　メゾンボナールＢ号
債務者　浅原　邦芳
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
埼玉県草加市弁天６丁目24番18―301号
債務者　岡部　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目６番地16
債務者　石井利栄子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６５号
埼玉県川越市大字古谷本郷1381番地１
債務者　吉崎　太一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６８号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目１番20号中央田中ビル106
債務者　鈴木佐江子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６５号
千葉県八街市八街へ369番地12　コーポラベンダー202
債務者　深山　由秋
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０４号
千葉県佐倉市上志津940番地２　田中ハイツＢ棟101
債務者　山野　　恵
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部